

## 一般社団法人島根県レクリエーション協会地域活動支援助成金交付規程

### (目 的)

第1条 この規程は、地域を拠点に活動をしている公益財団法人日本レクリエーション協会公認指導資格保有者（以下、「有資格者」という。）への支援活動を行っている、地域レクリエーション協会の有資格者支援に係る経費に対して助成する助成金の交付に関して、必要な事項を定める。

### (交付の対象)

第2条 この交付の対象は、地域レクリエーション協会に毎年7月1日時点で会員として所属する有資格者とする。ただし、複数の地域レクリエーション協会に所属する有資格者においては、主に活動する1団体のみを対象とする。

### (助成の金額)

第3条 一般社団法人島根県レクリエーション協会（以下「本会」という。）が交付する助成金の額は、有資格者の人数に500円を乗じた金額とする。

### (助成金交付等の手続き)

第4条 この助成金の交付申請等については、次のとおりとする。

- (1) 助成の交付を受けようとする正会員は、助成金交付申請書（様式1）を本会会長に提出しなければならない。
- (2) 本会会長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を総務委員会で審議し、適当と認めたときは助成金交付決定通知書（様式2）をもってその正会員に対し通知し、助成金を交付するものとする。

### (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### (付 則)

この規程は、令和6年5月18日から施行する。